

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	7,000,000
計	7,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成20年10月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,484,818.86	4,484,818	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	4,484,818.86	4,484,818	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第361条第1項第3号、第236条、第238条、第239条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成18年6月15日定時株主総会決議

(取締役用)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	105
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) (注) 1	0
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	775,000
新株予約権の行使期間	自 平成20年10月1日 至 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 878,462 資本組入額 439,231
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6カ月以内に行行使を認める。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行行使しうる株式数を上限として6カ月以内(ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。 (3)当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利を行使することができる。 (4)その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(従業員用)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	4,334
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) (注) 1	121
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,334
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	775,000
新株予約権の行使期間	自 平成20年10月1日 至 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 878,462 資本組入額 439,231
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6カ月以内に行使を認める。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6カ月以内(ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。 (3)当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利を行使することができる。 (4)その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成19年7月23日取締役会決議  
(取締役用)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	113
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) (注) 1	0
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3	879,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年10月1日 至 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 979,549 資本組入額 489,775
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6カ月以内に行使を認める。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6カ月以内(ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。 (3)当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利を行使することができる。 (4)その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(従業員用)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	4,895
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) (注) 1	64
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,895
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3	879,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年10月1日 至 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 979,549 資本組入額 489,775
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6カ月以内に行使を認める。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6カ月以内(ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。 (3)当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利を行使することができる。 (4)その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 平成20年7月22日取締役会決議  
(取締役用)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	113
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) (注) 1	0
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3	649,000
新株予約権の行使期間	自 平成22年10月1日 至 平成24年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 755,718 資本組入額 377,859
新株予約権の行使の条件	<p>(1)新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6カ月以内に行使を認める。</p> <p>(2)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6カ月以内(ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。</p> <p>(3)当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利を行使することができる。</p> <p>(4)その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(従業員用)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	4,993
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) (注) 1	4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,993
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3	649,000
新株予約権の行使期間	自 平成22年10月1日 至 平成24年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 755,718 資本組入額 377,859
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社 子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従 業員であることを要するものとする。ただし、任期満了に よる退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新 株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退 任もしくは退職のいずれか遅い時点から6カ月以内に行使 を認める。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において 本人が行使しうる株式数を上限として6カ月以内(ただし 新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行 使を認める。 (3)当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、 新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利を行使す ることができる。 (4)その他の条件については、取締役会の決議に基づき、 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契 約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1,000円未満の端数は切り上げします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1,000円未満の端数は切り上げします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	4,484,818.86	—	141,851	—	305,676

(注) 平成20年10月1日の端株制度廃止に伴い、同日付で端株を消却したことにより、発行済株式総数が0.86株減少しております。



## (5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
京セラ株式会社	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6	572,677.11	12.76
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	497,488.80	11.09
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	357,541.00	7.97
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	216,235.00	4.82
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	194,025.00	4.32
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	114,035.00	2.54
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	90,235.00	2.01
ジェーピーモルガンチェースバンク 380055 (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	75,962.00	1.69
日本郵政共済組合	東京都千代田区霞が関1-3-2	72,641.00	1.61
バンクオブニューヨークジーシーエ ムクライアントアカウントジェイビ ーアールディアイエスジーエフイー エイシー (常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号決済 事業部)	58,136.00	1.29
計	—	2,248,975.91	50.14

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株) 普通株式 27, 133	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4, 454, 136	4, 454, 136	—
端株	普通株式 3, 549. 86	—	—
発行済株式総数	4, 484, 818. 86	—	—
総株主の議決権	—	4, 454, 136	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が245株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数245個が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) KDDI株式会社 (注)	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	27, 133	—	27, 133	0. 60
計	—	27, 133	—	27, 133	0. 60

(注) 上記の他、株主名簿上は当社名義となっているものの、実質的には所有していない株式が2株 (議決権2個) あります。なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に含めております。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (千円)	702	732	725	664	677	650
最低 (千円)	595	645	644	575	612	560

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。